

添付法令資料 3 :

ハラール製品保証セクターの運営に関する 2021 年 2 月 2 日付インドネシア
共和国政令 No.39 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 ハラール製品保証の実施者 (第 4 条及び第 5 条)
- 第 3 章 ハラール製品工程の立地、場所及び設備
 - 第 1 節 通則 (第 6 条)
 - 第 2 節 屠殺ハラール製品工程の立地、場所及び設備 (第 7 条ないし第 9 条)
 - 第 3 節 加工ハラール製品工程の場所及び設備 (第 10 条及び第 11 条)
 - 第 4 節 保管ハラール製品工程の場所及び設備 (第 12 条及び第 13 条)
 - 第 5 節 包装ハラール製品工程の場所及び設備 (第 14 条及び第 15 条)
 - 第 6 節 流通ハラール製品工程の場所及び設備 (第 16 条及び第 17 条)
 - 第 7 節 販売ハラール製品工程の場所及び設備 (第 18 条及び第 19 条)
 - 第 8 節 提供ハラール製品工程の場所及び設備 (第 20 条及び第 21 条)
 - 第 9 節 動物及び非動物に由来する製品の流通、販売及び提供 (第 22 条)
- 第 4 章 ハラール検査機関及びハラール監査員
 - 第 1 節 ハラール検査機関の設立 (第 23 条ないし第 26 条)
 - 第 2 節 ハラール検査機関の認定
 - 第 1 款 通則 (第 27 条及び第 28 条)
 - 第 2 款 ハラール検査機関の認定申請 (第 29 条)
 - 第 3 款 ハラール検査機関の認定メカニズム (第 30 条ないし第 32 条)
 - 第 4 款 ハラール検査機関の認定の決定 (第 33 条及び第 34 条)
 - 第 5 款 ハラール検査機関の認定費用 (第 35 条)
 - 第 6 款 ハラール検査機関の認定書の発行 (第 36 条)
 - 第 7 款 ハラール検査機関の活動範囲 (第 37 条)
 - 第 3 節 ハラール検査機関のデータの変更 (第 38 条)
 - 第 4 節 ハラール監査員
 - 第 1 款 通則 (第 39 条)
 - 第 2 款 ハラール監査員の任命 (第 40 条)
 - 第 3 款 ハラール監査員の訓練及び能力認証 (第 41 条ないし第 44 条)
 - 第 4 款 ハラール監査員の登録 (第 45 条及び第 46 条)
 - 第 5 款 ハラール監査員の解任 (第 47 条)
- 第 5 章 事業者
 - 第 1 節 通則 (第 48 条)
 - 第 2 節 事業者の義務 (第 49 条)
 - 第 3 節 ハラール管理者

- 第1款 通則（第50条ないし第53条）
- 第2款 ハラール管理者の訓練及び能力認証（第54条ないし第56条）
- 第3款 事業者によるハラール管理者の決定（第57条）
- 第4款 零細及び小規模事業者に対するハラール管理者の便宜（第58条）
- 第6章 ハラール認証書の申請及び延長
 - 第1節 ハラール認証書の申請（第59条ないし第65条）
 - 第2節 ハラール認証書の申請書類の完全性審査（第66条）
 - 第3節 ハラール製品の検査及び／又は試験を実施するためのハラール検査機関の決定（第67条）
 - 第4節 ハラール製品の検査及び／又は試験（第68条ないし第75条）
 - 第5節 ハラール製品の決定（第76条及び第77条）
 - 第6節 ハラール認証書の発行（第78条）
 - 第7節 零細及び小規模事業者に対するハラール認証（第79条ないし第81条）
 - 第8節 ハラール認証書の延長（第82条ないし第84条）
 - 第9節 ハラール認証費用（第85条及び第86条）
- 第7章 ハラール・ラベル及び非ハラールの説明
 - 第1節 ハラール・ラベル（第87条ないし第90条）
 - 第2節 ハラール・ラベルの表示（第91条）
 - 第3節 非ハラールの説明（第92条ないし第94条）
- 第8章 ハラール製品保証監督
 - 第1節 通則（第95条ないし第98条）
 - 第2節 ハラール製品保証監督者の訓練（第99条ないし第102条）
 - 第3節 ハラール製品保証監督の種類及び段階（第103条）
- 第9章 ハラール製品保証の実施における協力
 - 第1節 通則（第104条）
 - 第2節 ハラール製品保証実施団体と関係する省との協力（第105条ないし第112条）
 - 第3節 ハラール製品保証実施団体と関係する機関との協力（第113条ないし第116条）
 - 第4節 ハラール製品保証実施団体とハラール検査機関との協力（第117条）
 - 第5節 ハラール製品保証実施団体とインドネシア・ウラマー評議会との協力（第118条）
 - 第6節 ハラール製品保証の国際協力（第119条ないし第124条）
- 第10章 国外の製品認証及びハラール認証書の登録
 - 第1節 通則（第125条）
 - 第2節 国外製品のハラール認証（第126条）
 - 第3節 国外のハラール認証書の登録
 - 第1款 通則（第127条）
 - 第2款 国外のハラール認証書の登録申請（第128条）
 - 第3款 国外のハラール認証書の登録申請書類の完全性審査（第129条及び第

130 条)

- 第 4 款 国外の認証書の登録費用 (第 131 条)
- 第 5 款 国外のハラル認証書の登録証の発行 (第 132 条ないし第 134 条)
- 第 11 章 製品の種類別ハラル認証義務の段階 (第 135 条ないし第 143 条)
- 第 12 章 国民参加
 - 第 1 節 通則 (第 144 条ないし第 146 条)
 - 第 2 節 ハラル製品保証の実施における表彰 (第 147 条)
- 第 13 章 電子ベースのサービス (第 148 条)
- 第 14 章 行政制裁
 - 第 1 節 通則 (第 149 条)
 - 第 2 節 制裁の種類及び行政制裁の賦課権限 (第 150 条及び第 151 条)
 - 第 3 節 行政違反の調査手続
 - 第 1 款 通則 (第 152 条)
 - 第 2 款 報告 (第 153 条及び第 154 条)
 - 第 3 款 発見 (第 155 条)
 - 第 4 款 報告及び／又は発見に対する検討 (第 156 条ないし第 158 条)
 - 第 5 款 報告及び／又は発見に対する調査 (第 159 条ないし第 163 条)
 - 第 4 節 行政制裁の賦課に対する異議申立て
 - 第 1 款 通則 (第 164 条及び第 165 条)
 - 第 2 款 行政制裁の賦課に対する異議申立てのフォローアップ (第 166 条ないし第 168 条)
- 第 15 章 経過規定 (第 169 条)
- 第 16 章 終則 (第 170 条ないし第 172 条)